

住生活基本法要綱

第一 目的

この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものとする。

(第一条関係)

第二 定義

一 この法律において「住生活基本計画」とは、第八の一の全国計画及び第十の一の都道府県計画をいうものとする。

(第二条第一項関係)

二 この法律において「公営住宅等」とは、公営住宅、改良住宅、住宅金融公庫が貸し付ける資金によつて建設等が行われる住宅、独立行政法人都市再生機構がその業務として賃貸等を行う住宅、国、地方公共団体が建設を行う住宅等をいうものとする。

(第二条第二項関係)

第三 基本理念

一 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需給に関する長期見通しに即して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等が図られることを旨として、行われなければならないものとする。 (第三条関係)

二 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られることを旨として、行われなければならないものとする。 (第四条関係)

三 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用を図りつつ、居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進が図られることを旨として、行われなければならないものとする。 (第五条関係)

四 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとつて不可欠であることにかんがみ、低額所得者、高齢者等の居住の安定の確保が図られることを旨として、行われなければならないものとする。 (第六条関係)

第四 責務

一 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。 (第七条第一項関係)

二 国は、基本理念にのっとり、住宅の品質の向上等に資する技術及び住宅建設における木材使用に関する伝統的技術に関する情報の提供等の措置を講ずるものとする。 (第七条第二項関係)

三 国及び地方公共団体は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならないものとする。 (第七条第三項関係)

四 住宅関連事業者は、基本理念にのっとり、住宅の設計、建設、販売等各段階において住宅の安全性その他の品質又は性能を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有するとともに、その事業活動に係る正確かつ適切な情報の提供に努めなければならないものとする。 (第八条関係)

第五 関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、公営住宅等の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者等は、基本理念にのっとり、現在及び将来の国民の住生活の安定の確保及び向上の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよ

う努めなければならないものとする事。

(第九条関係)

第六 法制上の措置等

政府は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならないものとする事。

(第十条関係)

第七 基本的施策

一 国及び地方公共団体は、良質な住宅の供給等が図られるよう、住宅の耐震改修等住宅の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化のために必要な施策を講ずるものとする事。

二 国及び地方公共団体は、良好な居住環境の形成が図られるよう、住宅市街地の良好な景観の形成等地域における居住環境の維持及び向上のために必要な施策を講ずるものとする事。

三 国及び地方公共団体は、住宅の購入者等の利益の擁護及び増進が図られるよう、住宅の性能の表示に関する制度の普及等住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする事。

四 国及び地方公共団体は、国民の居住の安定の確保が図られるよう、公営住宅及び災害復興住宅の供給

等、高齢者向けの賃貸住宅及び子どもを育成する家庭向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な施策を講ずるものとする事。

(第十一条から第十四条まで関係)

第八 全国計画

一 政府は、基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」という。）を定めなければならないものとする事。

(第十五条第一項関係)

二 全国計画は、次に掲げる事項について定めるものとする事。

1 計画期間

2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

3 国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

4 3の目標を達成するために必要と認められる住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策であつて基本的なものに関する事項

5 住宅に対する需要が著しく多い都道府県として政令で定める都道府県における住宅の供給等及び住

宅地の供給の促進に関する事項

6 その他住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
(第十五条第二項関係)

三 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとし、その決定があつたときは、遅滞なく、これを公表するとともに都道府県に通知しなければならないものとする
(第十五条第三項及び第五項関係)

四 国土交通大臣は、全国計画の案を作成しようとするときは、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴かなければならないものとする
(第十五条第四項関係)

第九 全国計画に係る政策の評価
全国計画に係る政策の評価に関する所要の規定を設けるものとする
(第十六条関係)

第十 都道府県計画

一 都道府県は、全国計画に即し、その区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する

る基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。 （第十七条第一項関係）

二 都道府県計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 計画期間

2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

3 住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

4 3の目標を達成するために必要と認められる住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項

5 計画期間における公営住宅の供給の目標量

6 第八の二の5の政令で定める都道府県にあつては、計画期間内において住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項

7 その他住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
（第十七条第二項関係）

三 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、住民の意見を反映させるために必要な措置を講

ずるとともに、市町村に協議等し、二の5に係る部分については、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬものとする。

(第十七条第三項及び第四項関係)

四 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならぬものとする。

(第十七条第七項関係)

第十一 住生活基本計画の実施

一 国及び地方公共団体は、住生活基本計画に定められた目標を達成するために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬものとする。

(第十八条第一項関係)

二 国は、都道府県計画の実施並びに住宅関連事業者等が住生活基本計画に即して行う住生活の安定の確保及び向上の促進に関する活動を支援するため、情報の提供、住宅関連事業者等が講ずべき措置のための指針の策定その他必要な措置を講ずるよう努めなければならぬものとする。

(第十八条第二項関係)

三 住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構等は、事業を実施するに当たっては、住生活基本計画に定められた目標の達成に資するよう努めなければならぬものとする。

(第十八条第三項関係)

第十二 関係行政機関の協力

関係行政機関は、全国計画に即した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施に関連して必要となる施策の実施に関し、相互に協力しなければならないものとする。 (第十九条関係)

第十三 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況の公表

国土交通大臣は、関係行政機関の長に対し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況について報告を求めることができるものとし、毎年度、その概要を公表するものとする。 (第二十一条関係)

第十四 権限の委任

国土交通大臣及び厚生労働大臣の権限の委任について所要の規定を設けるものとする。 (第二十二条関係)

第十五 附則

- 一 この法律は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 住宅建設計画法を廃止するものとする。 (附則第二条関係)

三 関係法律の一部を改正するとともに、この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定するものとする。

(附則第三条から第十七条まで関係)